

令和7年集團指導

介護職員等処遇改善加算関係

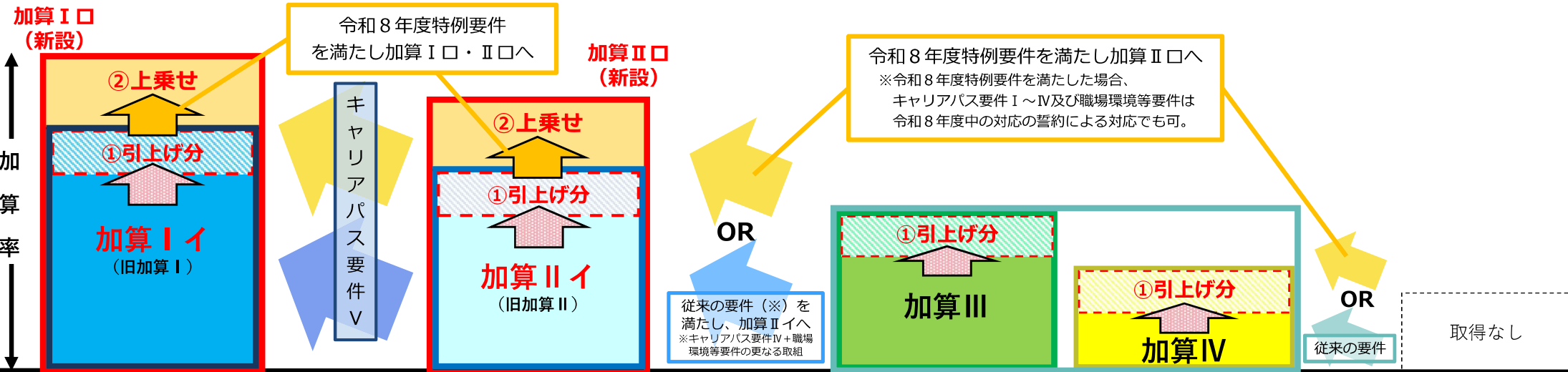
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

介護職員等処遇改善加算の拡充①

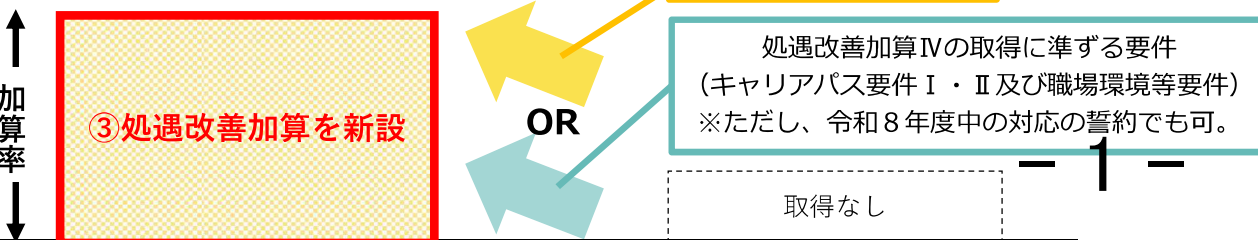
概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)



注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等
→ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告

イ) 施設サービス等
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

介護職員等処遇改善加算の拡充②

加算率

サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%

サービス区分	介護職員等処遇改善加算（新設）
訪問看護★	1.8%
訪問リハビリテーション★	1.5%
居宅介護支援・介護予防支援	2.1%

- 2 -

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。
 ※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

介護職員等处遇改善加算の拡充③

取得要件

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○	○	◎	◎
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額440万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○	○
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の介護職員分の
加算率を上乘せ

注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。

※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。

イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。

※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

処遇改善加算にかかる手続きについて(事業計画書と体制等状況一覧表の提出期限)

処遇改善加算 事業計画書の提出期限		処遇改善加算 体制等状況一覧表の提出期限	
①	・令和8年4月、5月に 処遇改善加算を算定する 全事業所	令和8年4月15日	令和8年4月15日
②	・令和8年6月、7月か ら新たに処遇改善加算を 算定する事業所 ・令和8年6月、7月か ら加算区分を変更する事 業所→変更届	令和8年6月15日 ※同一法人が①の事業所を運 営している場合には、①の事 業所と②の事業所を合わせ て、令和8年4月15日までに提 出することも可	③ ①の事業所のうち、令和8年4月から新 規に処遇改善加算の算定を開始する事 業所および同月より処遇改善加算の区 分変更を行う事業所 ④ ①および②の事業所(令和8年4月、 5月、6月に処遇改善加算を算定する 事業所)のうち、令和8年6月から新 規に処遇改善加算を算定または区分変 更する事業所 【処遇改善加算ⅠまたはⅡ→Ⅰイ、Ⅰ ロ、Ⅱイ、Ⅱロとなる場合を含む】
-	令和8年8月以降に処遇 改善加算を新たに算定す る事業所	処遇改善加算を算定する月の 前々月の末日	令和8年7月以降に処遇改善加算を新 たに算定する事業所 - 処遇改善加算適用開始の 前月15日 ※介護老人福祉施設、介護老人 保健施設、介護医療院につい ては、加算適用開始月の1日

※新規に処遇改善加算の取得、区分変更がない事業所については、届出不要

介護職員等処遇改善加算計画書の提出先等

1 提出様式

別紙様式 2-1（処遇改善加算 総括表）、2-2（個表（4、5月））、2-3（個表（6月以降））

2 提出先

サービス名（介護予防サービス含む）	提出先
訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護（介護老人福祉施設併設型を除く）、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む）	事業所、施設の所在地を管轄する健康福祉事務所（南部管内は医療福祉推進課）
介護老人福祉施設（併設短期入所生活介護を含む）、介護医療院（併設短期入所療養介護を含む）	医療福祉推進課

※各市町指定サービス事業所・施設については、指定等を受けている市町へ提出が必要です。
市町への提出方法等については各市町にご確認をお願いします。

3 提出期限

介護職員等処遇改善加算算定（区分変更）月	提出期限
令和8年4月・5月（R8.4月、5月に加算算定する全事業所）	令和8年4月15日
令和8年6月、7月（訪問看護、訪問リハの新規算定、区分変更事業所）	令和8年6月15日
令和8年8月以降	処遇改善加算を算定する月の前々月の末日

4 提出方法

郵送（提出期限の当日消印有効）

体制等状況一覧表等の届出先等

1 届出が必要な場合

新規に加算を適用する場合や加算の区分変更をする場合。

※加算ⅠまたはⅡ→加算Ⅰイ、Ⅰロまたは加算Ⅱイ、Ⅱロとなる場合も区分変更として届出が必要となります。

2 提出先および提出方法

提出先および提出方法については、原則、電子申請届出システムによることとなります。

※各市町指定サービス事業所・施設については、指定等を受けている市町へ提出が必要です。
市町への提出方法等については各市町にご確認をお願いします。

3 提出期限

処遇改善加算にかかる手続きについて
(事業計画書と体制状況一覧表の提出期限)
を参照ください。

関係書類の提出方法について

事業計画書(処遇改善加算) → 郵送

体制等状況一覧表 → 電子申請届出システム

事業計画書(介護保険事業費補助金) → しがネット受付サービス
【滋賀県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金】(R8.4.30締め切り)